

建設工事受注者の皆様へ

令和 7 年 4 月 1 1 日

行田市総務部契約検査課

前払金使途拡大の延長について（お知らせ）

平成 28 年度から実施している、市発注工事の前払金使途拡大について、令和 7 年度から、以下のとおり前払金の使途拡大を恒久的に延長することとしたのでお知らせします。

1. 前払金を利用できる費用の拡大

契約書に記載された前払金を充当できる費用について、行田市建設工事標準請負契約約款第 37 条に、「当該工事の現場管理費及び一般管理費等のうち当該工事の施工に要する費用」を追加し、前払金額の 100 分の 25 を上限として充当できるように改正しました（平成 28 年 6 月改正）。

2. 適用できる契約

平成 28 年 7 月 1 日以降、新たに請負契約を締結した工事

3. 適用できる費用

平成 28 年 7 月 1 日以降に締結された工事の前払金に利用することができます。

※前払金の使途や払出手続については、前払金保証を受ける各保証事業会社にお問い合わせください。

【問合せ】

行田市 総務部 契約検査課 契約担当

電話：048-556-1111（内線 213・214）

FAX：048-554-0199